

平成26年11月28日

関係者各位

藤岡商工会議所

台風や大雪等における珠算能力検定試験の施行・中止判断について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

台風や大雪等における検定試験施行・中止判断について、今般改めて下記のとおりご連絡いたしますので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 試験を施行するケース

試験当日に台風や大雪等の可能性が予想されるものの、それによる支障の影響が予測できない場合には、試験を施行致します。

なお、試験当日、公共交通機関の運休・遅延などが発生した場合は、その状況に応じて実施致します。受験料については、試験を中止していないことから、受験できなかった受験者に対する受験料の返還は行いません。

(2) 試験を中止するケース

台風や大雪等の影響により、試験当日に交通機能がマヒしたり、試験会場が閉鎖されるなどの状況下で、試験を中止すると判断した場合は、その旨をご連絡いたします。

(検定試験申込書に記入して頂いた連絡先にご連絡致しますので、その旨を受験される生徒様にお伝え下さい。)

受験料については、試験を中止していることから返還(または次回試験への振替)をさせていただきます。

ただし、試験会場や試験委員の手配が翌週の日曜日に可能な場合は、その旨を各教室に周知し施行致します。

翌週に受験できない受験者の受験料については、試験日を変更していることから返還(または次回試験への振替)をさせていただきます。

なお、台風・大雪等荒天が懸念される場合のみ、藤岡商工会議所ホームページで施行有無の判断を検定試験前日に掲載致します。

(<http://www.fujioka-cci.or.jp>)